

法人くまがや

題字……喜沼型天山歓喜院 院主 鈴木英全師書

発行日 令和6年11月20日
 発行人 (公社)熊谷法人会
 会長 石山 洋一
 発行所 熊谷市宮町1-35
 TEL 360- 電話 525-6035
 041 FAX 525-8141
 発行年6回 (1.3.5.7.9.
 11月の20日)

第9回

「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品



熊谷市教育委員会教育長賞



熊谷市教育委員会教育長賞



寄居町教育委員会教育長賞

目次

- 1 頁……表紙
- 2 頁……会長訪問記「有限会社 折原硝子店」 折原芳郎様
- 3 頁……支部事業報告
- 4 頁～6 頁 税務署より
- 7 頁……埼玉県熊谷県税事務所より 埼玉県熊谷県税事務所
- 8 頁……税理士会より
- 9 頁～12 頁 事業報告
- 13 頁……事務局日誌・お知らせ
- 14 頁……全面広告

福利厚生制度「チャレンジ100」推進中

法人会
消費税期限内納付

推進運動

会長訪問記

会長訪問

有限会社 折原硝子店 代表取締役 折原芳郎 様

今回、石山会長は10月11日(金)に、折原芳郎氏が代表取締役として経営されております「有限会社折原硝子店」様を会社訪問致しました。



折原代表取締役

石山会長

石山会長

本日は、ご多用のところお時間を頂きありがとうございます。折原社長におかれましては、昨年5月の役員改選に伴い、当会の理事に就任していただいております。

まず、御社の経営方針や理念についてお聞かせ願えますか。

折原社長

当社は経営理念として、「快適な環境を提供し、豊かな地域づくりに貢献する。」を掲げております。暮らしや住環境が土台となって幸せは伴うもの。そう私は考えます。生活が安定することで気持ちも前向きになれる、そうシンプルに考えて『何のために仕事をしているのか』を従業員一同にワンメッセージで伝える言葉としています。この一言は当社の方向性を指し示す基軸として、豊かな地域づくりの貢献へと一丸となってその歩みを進めています。

石山会長

お客様の住環境の充実や夢の実現に向けて、一丸となって仕事を頑張っている姿が伝わってきますね。次に創業のきっかけ話等があれば、お聞かせいただけますか。

折原社長

創業は昭和23年4月で業歴76年、私は3代目です。戦前都内で修行をし、ガラス職人として働いていた祖父が終戦後にこれまでの経験・技術を活かし、熊谷の市役所通りにて創業致しました。当時は木製建具業者との取引が主で、作られた木製建具に合わせたサイズにガラスを切断し設置する時代だったと聞いています。その後、昭和31年4月に法人設立、本年は68周年を迎えております。時代が木製建具からアルミサッシへと移行、ガラスを取り扱う私たちの業界もアルミサッシ業者として参入し、工務店との取引が増え現在に至ります。

尚、今から35年前に縁あって現社屋の末広4丁目へ移転しました。必要スペースを確保し、幅広く精力的に事業を展開しております。

石山会長

創業から76年、事業について脈々と伸展されていますね。では、お話しいただいた事業の現況について詳しく教えてください。

折原社長

取扱い比率で、木造住宅が75%、ビル・マンション・店舗等が25%です。木造住宅の内訳では、新築物件20%、リフォーム物件80%となります。また、現在は木造住宅の開口部リフォームを中心として展開しております。施策でも2050年カーボンニュートラルに向けて、既存住宅の改修を推進しており、住宅におけるCO₂排出量に大きな影響を与える冷暖房のエネルギー負担を軽減させるため、特に熱伝導が大きい開口部の断熱化に大きな補助金事業が設置されている状況です。これらを背景に、補助金対象アイテムである、①内窓の設置、②外窓の交換、

③断熱ガラスへの交換、④玄関ドアの交換を既存住宅に供給することが現在の主力事業となっています。取引先には、大手住宅リフォームメーカーやホームセンター、そして一般工務店等が挙げられます。

石山会長

国策のカーボンニュートラルにも関わる重要な事業展開ですね。取引先も安定しているご様子で何よりです。ここで、今考えていることをお聞きかせください。

折原社長

当社の仕事は、既に生活されている物件への工事となりますので、お客様への親身な対応が非常に重要なと考えています。私は問題を先読みし改善を図るとともに、スタッフとのコミュニケーションを密に図り、共に検証しながら共有することを心掛けています。

また、人材確保が最重要課題と考え、紹介制や報酬手当等の施策を設け対応し、安定的な人材確保に注力しています。

石山会長

人材確保、本当に重要ですね。その他、苦労話等があればお聞いします。

折原社長

私が23歳の時に前社長の父が急逝、準備が整わない中の社長交代です。仙で勤いたこともなく、従業員への接し方も高任的でチームとして成立していない状況に陥った時代もあり、立ち振る舞いや言動に失敗を重ねたと振り返ります。全ての行動は自分自身に必ず返ってくると痛感、この経験はスタッフとのより良いチーム作りに活かされております。

石山会長

経験が今に活きていていますね。それでは、座右の銘についてお聞かせいただけますか。

折原社長

座右の銘としては、「感謝」という言葉が何より先にあります。そして、「足らぬ足らぬは工夫が足らぬ」、この言葉も頭において日々精進していかたい、そう考えております。

石山会長

ありがとうございます。最後になりますが、法人会についてお聞かせ願えますか。

折原社長

熊谷法人会の特徴は、熊谷・深谷・寄居の広域な経営者が所属していることだと考えます。それぞれの地域で起きていることや、近未来のことなどを情報交換することは有益であり、全体で交流する機会を増やすことが、この会の魅力を高めることに繋がると考えています。

石山会長

本日はお忙しい中、貴重なお時間をありがとうございました。法人会は上級経営者を目指すものの団体です。本日お話を伺ったところ、若さと柔軟な発想力とを兼ね備えた折原社長に良い刺激を受けました。熊谷法人会では青年部会副部会長としてもご活躍をいただいておりますが、本会の新理事として、法人会へのご尽力を引き続きお願い申し上げますと共に、御社の益々のご発展をご祈念申し上げます。



支部事業報告

「花園支部事業報告」

花園支部 支部長 富田 重直

○ 事業報告会 会場：ふかや市商工会



令和6年7月23日(火)に令和6年度花園支部事業報告会を開催しました。ご来賓をお招きした報告会は、令和5年度の事業報告及び令和6年度の事業計画について報告しました。

事業報告会後には、「優良従業員表彰式」を実施し4名の方が、受賞されました。

事業報告会及び優良従業員表彰式終了後に懇親会を開催、支部会員同士の現状や情報交換など、支部会員同士の交流も含め、とても有意義な時間を過ごすことができました。

○ 優良従業員表彰式

同日の事業報告会後には、優良従業員表彰式を法人会員企業を対象に実施いたしました。今回は2企業より4名の方が表彰されました。表彰対象者は、「事業の振興に寄与した功績が顕著と認められ、他の模範とするにたる者であって、同一企業において勤務成績が優秀であり経営者の信頼が厚い従業員」としており、功績が称えられる表彰式です。また、表彰式後には従業員同士の交流も見受けられました。

受賞された皆様、おめでとうございます。



◇ 地域社会貢献活動 ◇

令和6年8月14日(水)に、ふかやテラスパークにて開催された、はなぞのふるさと納涼夏まつり会場内において、熊谷法人会のウィンドブレーカーを着用し『税の啓発活動』を実施いたしました。会場内は多くの来場者で賑わいを見せてくれました。



税務署より

国税庁

令和6年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整がよくわかるページ (令和6年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

- 源泉徴収義務者の方へ**
 - 源泉徴収義務者の方へ**
- 「年末調整計算シート」(Excel)をご利用の税額計算を効率的に行うことができます。定額減税の制度の詳細については、「定額減税特設サイト」をご覧ください。

源泉徴収義務者 (給与の支払者)の方へ

給与所得者 (従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

* 令和6年分の各種情報については
令和6年10月頃に掲載します。

年末調整に役立つ情報は国税庁のこちらのページへ!
年末調整における定額減税に関する情報もあわせてチェック!

年末調整がよくわかる



源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整でお困りのときにご利用ください。
※公開期間は令和6年10月頃から令和7年1月下旬までの予定です。



詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

①年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ **令和7年1月10日(金)**

②年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限(結婚の特例の適用がある場合)

→ **令和7年1月20日(月)**

③給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

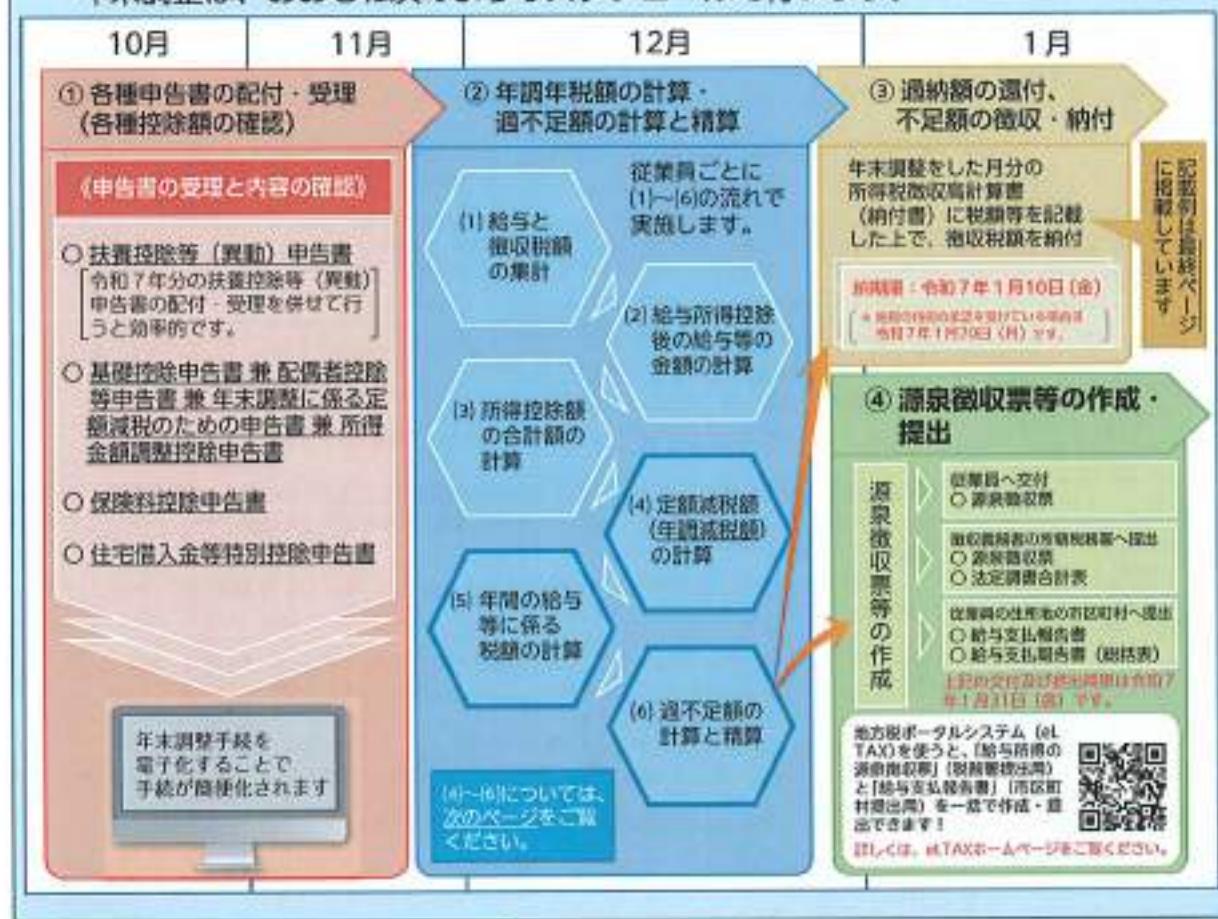
→ **令和7年1月31日(金)**

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

税務署より

◎ 年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。



◎ 年末調整手続における参考情報

Ⓐ 【年末調整計算シート】

年末調整計算シート（Excel）は、従業員の方の給与の税額や控除対象扶養親族の人数などの必要な項目を入力することで、その従業員の方の税額を自動で計算することができます。効率的に年末調整を行うことができます。

なお、控除対象扶養親族の人数などの入力は、従業員の方から提出を受けた「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書を基に行いますが、年末調整計算シートには、それらの入力のしかたや、専門用語の意味を説明するシートを設けています。

年末調整計算シート（令和6年用）は定額減税額の計算に対応しています

こちらの年末調整計算シートの(2)(1)～(6)は、上記「② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算」の番号を示しています。

年末調整計算シート（令和6年用）					
年月	会社名	従業員名	従業員ID	会社ID	会社年月
令和6年1月	株式会社くまがや	従業員A	A1234567890	001	2024/01
令和6年2月	株式会社くまがや	従業員B	B9876543210	001	2024/02
令和6年3月	株式会社くまがや	従業員C	C8765432109	001	2024/03
令和6年4月	株式会社くまがや	従業員D	D7654321098	001	2024/04
令和6年5月	株式会社くまがや	従業員E	E6543210987	001	2024/05
令和6年6月	株式会社くまがや	従業員F	F5432109876	001	2024/06
令和6年7月	株式会社くまがや	従業員G	G4321098765	001	2024/07
令和6年8月	株式会社くまがや	従業員H	H3210987654	001	2024/08
令和6年9月	株式会社くまがや	従業員I	I2109876543	001	2024/09
令和6年10月	株式会社くまがや	従業員J	J1098765432	001	2024/10
令和6年11月	株式会社くまがや	従業員K	K0987654321	001	2024/11
令和6年12月	株式会社くまがや	従業員L	L9876543210	001	2024/12
令和7年1月	株式会社くまがや	従業員M	M8765432109	001	2025/01
令和7年2月	株式会社くまがや	従業員N	N7654321098	001	2025/02
令和7年3月	株式会社くまがや	従業員O	O6543210987	001	2025/03
令和7年4月	株式会社くまがや	従業員P	P5432109876	001	2025/04
令和7年5月	株式会社くまがや	従業員Q	Q4321098765	001	2025/05
令和7年6月	株式会社くまがや	従業員R	R3210987654	001	2025/06
令和7年7月	株式会社くまがや	従業員S	S2109876543	001	2025/07
令和7年8月	株式会社くまがや	従業員T	T1098765432	001	2025/08
令和7年9月	株式会社くまがや	従業員U	U0987654321	001	2025/09
令和7年10月	株式会社くまがや	従業員V	V9876543210	001	2025/10
令和7年11月	株式会社くまがや	従業員W	W8765432109	001	2025/11
令和7年12月	株式会社くまがや	従業員X	X7654321098	001	2025/12
令和8年1月	株式会社くまがや	従業員Y	Y6543210987	001	2026/01

Ⓑ 【令和6年分 年末調整のしかた】

年調年税額の計算などの年末調整手続の詳細については、こちらをご覧ください。

給与所得控除後の給与等の金額を求めるために必要な「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」などはこちらに掲載しています。

なお、こちらのページには以下の情報についても掲載しています。

Ⓒ 源泉徴収義務者の方用情報…Ⓐ

「令和6年分 年末調整チェック表」や「令和6年分 年末調整 Q&A」など、源泉徴収義務者の方が年末調整を行う上で役立つ情報を掲載しています。

Ⓓ 給与所得者（従業員）の方用情報…Ⓑ

「年末調整を受ける際の注意事項」や「各種申告書の記載例」などを掲載していますので、年末調整について、従業員の方へ説明する際にご活用ください。

税務署より

◎年末調整における定額減税額の精算

本年の年末調整では、定額減税額（年調減税額）の控除を行うために年調減税事務を行う必要があります。年調減税事務の手順は次のとおりです。

※ 定額減税の概要については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

（定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzen/index.htm>）



1 年調減税額の控除対象者の確認

年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「年末調整の対象者」です。

※ 基本控除申告書等により把握した給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。

2 申告書の受理及び年調減税額の計算

従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数（いずれも居住者に限ります。）を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。

年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円

3 年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

※ 年調所得税額から年調減税額を控除するイメージは下段にある「年間の給与等に係る税額の計算等」をご覧ください。

4 源泉徴収票への表示

源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。

（例）年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合
「源泉徴収時所得税控除余額80,000円、控除外額10,000円」

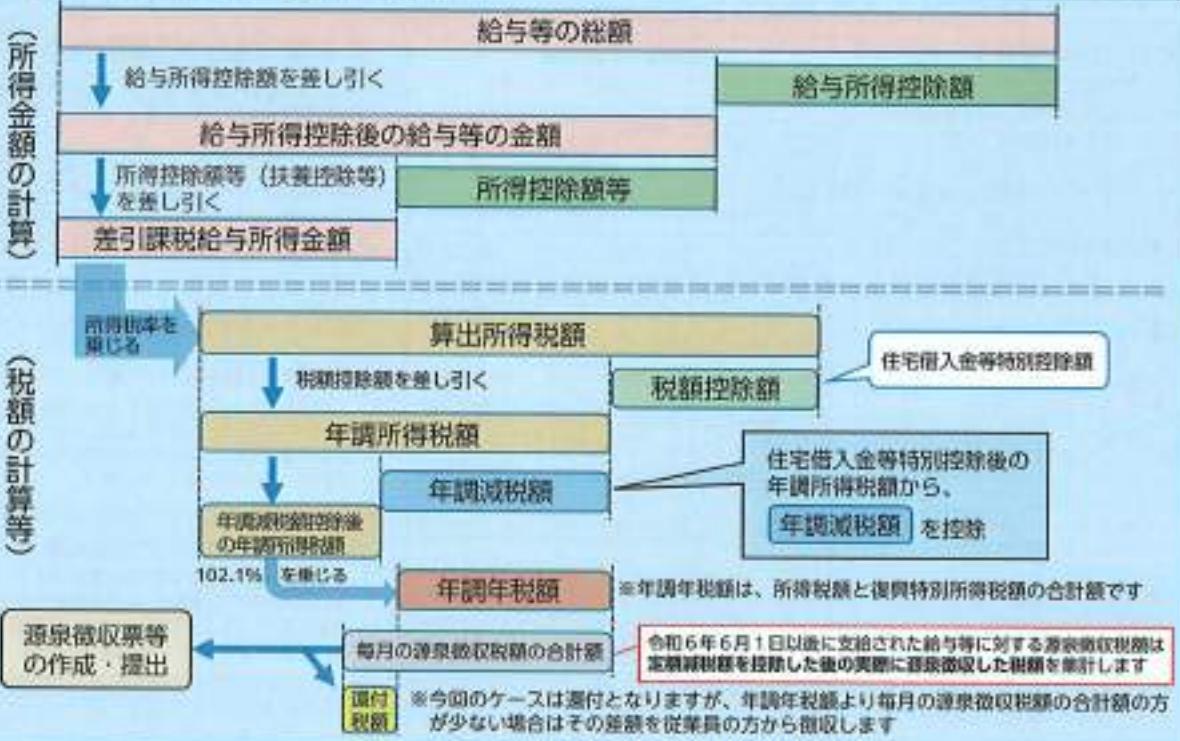
※ 合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「非役員対象配偶者減税額」と記載します。

また、控除しきれなかった金額がない場合は、「控除外額0円」と記載します。

年調減税事務の詳細については「令和6年分 年末調整のしかた」
をご覧ください。



◎年間の給与等に係る税額の計算等



県税事務所より

税金の納め忘れはありませんか？

–10月から12月は県税・市町村税 滞納整理強化期間です–

大多数のかたは期限内に納税されていますが、残念ながらごく一部のかたが滞納している状況にあります。税金の滞納は、期限内に納税していただいているかたとの公平を欠くものです。「公平な徴収」に対する納税者の信頼を確保するため、地方税（県税・市町村税）の滞納整理を一層推進し、滞納を防止しなければなりません。

県と県内全63市町村では、「ストップ！滞納」を合言葉に「県税・市町村税滞納整理強化期間」（令和6年10月～12月）を設定し、滞納整理を進めます。

○特徴的な取組

- 一斉文書催告のほか、自宅や勤務先へ電話で催告します。
- 勤務先や取引先へ照会します。
- 給与、預貯金、売掛金、不動産、自動車などの財産を差し押さえます。

○特別な事情があり納税ができない場合

- 県税については所管の県税事務所へご相談ください。
- 市町村税についてはお住まいの市町村担当課にご相談ください。



お問合せ先 熊谷県税事務所 TEL 048-523-3263

税理士会より

新しいNISAについて

関東信越税理士会 熊谷支部 副支部長 吉田 貴之



みなさん、NISAをご存じですか？

NISAは、2014年1月より始まりました。その後、2018年1月にはつみたてNISAがスタート、今年2024年1月からは新制度が始まっています。おおまかに説明すると、金融商品に投資した際の運用益（配当や売却益等）は通常20.315%で課税されますがそれが非課税になる制度です。旧制度は次の様な概要でした。

- 非課税期間：一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間
- NISAの選択：一般NISA又はつみたてNISAのいずれかを選択
- 年間投資枠：一般NISAは120万円、つみたてNISAは40万円
- 非課税投資枠：一般NISAは600万円、つみたてNISAは800万円

新しい制度では次の様になりました。

- 非課税期間：無制限
- NISAの選択：一般NISAとつみたてNISA両方を選択可能（名称はそれぞれ、「成長投資枠」と「つみたて投資枠」になりました。）
- 年間投資枠：成長投資枠は240万円、つみたて投資枠は120万円
- 非課税投資枠：合計で1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで）

このNISAはイギリスで1999年に導入されたISA（Individual Saving Account）がモデルとされています¹。ISAに日本（Nippon）のNを付けてNISAと名付けました。他に類似したプランとして、米国のIRA（Individual Retirement Account）

があり、こちらは1974年の導入です。日本と同じように、イギリス、米国のプランにもいくつかの種類があります。日本とイギリスのプランは、年間投資枠（2024年、£20,000）²など規模感が大体同じです。他方、米国のIRAは投資枠が\$7,000（2024年、50歳以上は\$8,000）³と規模感が小さく感じますが、資産形成は年金制度が主でありその補完として位置付けられているからです。米国の401(k)⁴プランは、年間提出限度額が\$23,000（2024年、50歳以上は\$30,500）⁵あります。更に日本と同様マッチングプランもあり、これらも含めた年間限度額は\$69,000（2024年、50歳以上は\$76,500）⁶もあるため、資産形成に十分貢献する制度だと思います。

これらは通常、提出時又は引出時いずれかの段階で必ず課税されます。通常のIRAは提出時に所得控除が取れます、引出時に課税されます。他方、Roth IRA⁷という別のタイプのIRAの場合、提出時には税額控除が取れませんが引出時は非課税で課税されません。イギリスのISAも同様の方法を取っており、NISAもこの課税方法を採用しています。また、いずれの場合も運用期間中は非課税です。非課税であるということで、運用益全額の再投資ができます。複利で全額再投資できる効果は大きく、例えば年利5%を複利で再投資した場合、約14.2年⁸で元本が2倍、約22.5年⁹で3倍、約28.4年¹⁰で4倍、約32.9年¹¹で5倍になります。一方、年利5%の税引後運用益3.98435%を複利で再投資した場合には、元本が5倍になるまでおよそ41.2年¹²掛かります。長期的な資産形成を考えるのであれば、複利+運用益非課税の効果は大きいですね。

しかしながら、運用益は保証されたものではありませんので損失が生じて元本割れになる場合もあります。あるいは、制度上長期保有の方が有利な場合が多く短期売買を繰り返したい場合などには、NISAに向かないかもしれません。NISAはこのような制度であり、理解の一助となれば幸いです。

1 「米国における個人の中長期的・自動努力による資産形成のための投資促進税制等の実態調査」報告書 2009年6月 日本経済協会

2 ウェブサイト：GOV.UK Individual Saving Accounts (ISAs)

3 ウェブサイト：irs.gov Individual retirement arrangements (IRAs) - Retirement topics-IRA contribution limits

4 税定期貯蓄金 手続内閣歳入法401(a)(9)項を根拠とする名前

5 ウェブサイト：irs.gov Retirement Plans-401(k)plans-Participate in a 401(k) plan-Contribution limits

6 4と同じ

7 Roth IRA投資が合法化に尽力したことによる

8 log(2)/log(1.05) ≈ 14.2099993

9 log(3)/log(1.05) ≈ 22.5170853

10 log(4)/log(1.05) ≈ 28.4133986

11 log(5)/log(1.05) ≈ 32.9829337

12 log(5)/log(1.0398429) ≈ 41.3344823

事業報告

第40回 法人会全国大会(鹿児島大会)開催

日 時：令和6年10月3日(木)
会 場：城山ホテル鹿児島

10月3日(木)に、第40回法人会全国大会(鹿児島大会)が開催され。熊谷法人会から石山会長、永田税制委員長、中村事務局長の3名が参加致しました。

大会会場となった城山ホテル鹿児島のエントランスにおいて、一同はスタッフの方々に歓待を受け、その対応にはホスピタリティを感じることができました。また、1,700名が集う大会会場は熱気に溢れていました。

ご来賓には、奥国税庁長官、山崎熊本国税局長、金子鹿児島税務署長、塙田鹿児島県知事、下鶴鹿児島市長、小畠南九州税理士会鹿児島県連合会会長等多くの方々をお招きし、今大会も盛大に開催されました。

第1部の式典は、「税制改正の提言の報告」が行われ、全国法人会総連合の野坂華頭副会長より大会宣言が発表され、式典は無事に終了致しました。

第2部の「記念講演」では、地元鹿児島出身のANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏をお迎えしました。「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」の演題で、当社のヒストリーや7年に亘る社長在任時(H15~H22年)のご自身のマネジメントやピンチをチャンスに変えるお話を、そして今経営に何が必要かを分かり易くご講演頂きました。



式典会場エントランスにて



奥国税庁長官ご挨拶



主催者挨拶：小林会長



記念講演：片野坂真哉氏

令和7年度 税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の扭い手。本格的な事業承継税制の創設を！

令和7年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

1. 税・財政改革のあり方

●財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

●「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

(1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高等などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

- (2) こととも、子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
 - 社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
 - 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
- (1) 公的年金については、年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底

- 国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
 - 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず陳より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) P D C A サイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバーカードについて

- 政府は引き続きマイナンバーカードの意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- 国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の規制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 着実な賃上げや最低賃金の大額引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることのないよう配慮すること。

(3) 中小企業等の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなどで、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられており、さらに急速、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靭ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るために、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- 中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限局的な措置にとどまっており、欧洲並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

- 政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免稅事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

- 日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開拓しなければ、真の活性化にはつながらない。

(1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術蓄積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうし

た中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。

- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付金額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

IV. 災災復興等

- これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 税制教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け貸上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検討



**アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

(引受保険会社)

アフラック埼玉総合支社

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

事務局日誌・お知らせ

今後の予定

月 日	内 容	会 場
11月27日	正副会長会議	寄居 喜楽
12月 4日	青年部会 正副部会長会議 4日 青年部会 税務研修会	マロウドイン熊谷 マロウドイン熊谷
10日	女性部会 正副部会長会議	熊谷法人会事務局2階
10日	絵はがきコンクール審査会	熊谷法人会事務局2階
15日	寄居 深谷チヤリティーコンサート	寄居町民ホール
18日	臨時理事会	熊谷 パークウイング
11月17日	無料税務相談会	熊谷商工会議所
2月 4日	無料税務相談会	熊谷商工会議所
5日	絵はがきコンクール表彰式	さくらめいと月のホール

【新入会員ご紹介】

新しい仲間です！宜しくお願ひ致します。

令和6年10月15日現在

支部名	法 人 名	所 在 地	業 務
熊 首	株 Nico Assort ZERO	熊谷市久保原	コンサルタント業
熊 首	第 二 コ 一	熊谷市新堀	小 工 事 業
熊 谷	焼 梅 本 内 菊	熊谷市美野里	内 装 工 事 業
熊 谷	武 藤 野 建 計 機	熊谷市石原	住宅建材販売施工業
熊 谷	盃 山 西 店	熊谷市石原	建 設 業
深 谷	同 経営フィナンシャル	深谷市東方	サ ー ビ ス 業
深 谷	助 ア ー ト 工 業	深谷市東方	建設業・衛生苦虫駆除
深 谷	純 G T 商 会	深谷市原郷	自 動 車 駐 帯 業
深 谷	ジ ュ ン ア イ 不 動 産 業	深谷市上柳町	不 動 産 業
深 谷	セブンイレブン深谷田谷店	深谷市田谷	コンビニエンスストア
寄 居	純 朝 成	寄居町針形	不 動 産 業
妻 沼	純 工 ピ フ フ ァ ニ 一	熊谷市飯塚	コンサルティング業
花 園	純 梅 本 緑 化	深谷市花園野	造 園 工 事 業

熊谷市・深谷市・寄居町からのお知らせ

給与支払報告書の提出は

eLTAXで!!



eLTAXを利用することで、給与支払報告書等を複数の地方公共団体へ一括して送信することができます。

また、地方税共通納付システムでは、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納付することができ、納付業務の負担が軽減されます。

ご自宅やオフィスからインターネットを通じて行える、便利なeLTAXをご利用ください。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/>◆お問い合わせ先 eLTAXヘルプデスク 電話：0570-081459
(つながらない場合：03-5521-0019)

令和6年9月末会員状況報告

支部名	所管法人数	令和6年9月末日現在		会員数 前年比 増減
		会員数	加入率(%)	
熊谷	2,989	1,151	38.5	-2
深谷	1,446	509	35.2	-15
寄居	508	237	46.8	-1
妻沼	336	177	52.7	3
同 部	262	115	43.9	0
川 本	191	93	49.7	-3
花 園	216	91	42.1	0
豊 里	112	54	48.2	-1
合計	6,058	2,427	40.1	-19



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

 大同生命保険株式会社

埼玉支社/
熊谷支社
TEL 048-641-0307

 AIG損害保険株式会社

AIG支店 埼玉支店/
埼玉県さいたま市大宮区大門町354(富士火災大宮ビル)
TEL 048-641-4050

広 告

建設・土木資材の総合商社
石山商工株式会社

https://www.ishiyama-s.co.jp

TEL 048-934-0261 FAX 048-934-0763
E-mail: info@ishiyama-s.co.jp

YOSHIMIGUCHI
since 1924 th

吉見グループ

おかげさまで創業 100周年を迎えました

YOSHIMIGUCHI
since 1924 th

吉見グループ

TERADA
彩の国ものづくりを応援するあらゆる機器の総合商社

株式会社 テラダ

〒366-0033 埼玉県深谷市国渕寺616-5
TEL 048-571-6165

- 総合ビルメンテナンス
- 電気設備
- マットセッブレンタル
- ハイスクリーニング
- 電気冷暖房設備
- 屋外施設
- 給排水衛生設備
- 看板資材販売

技術と信頼で奉仕する

近代ビル管理株式会社

〒369-0213 埼玉県深谷市計ヶ谷767-3
TEL 048-585-1588 FAX 048-585-5588

島田青果株式会社

地元の野菜・特産品販売
島田青果株式会社

TEL 048-588-0254
http://www.shimadasenka.com/

…基礎・外構・足場・解体工事…

有限会社 大久保興業

埼玉県大里郡寄居町寄居 971 TEL 048-581-1020
FAX 048-581-9667

E-mail: info@ookubokougyou.co.jp
URL: <http://ookubokougyou.co.jp>

~資源物リサイクルの回収・加工・販売の
全工程を自社ネットワークで完結~

永田紙業株式会社 <NR-G>

本社: 深谷市長在室 198 / TEL 048-583-2141
深谷市: 深谷市鶴鳴町 1-15-3 / TEL 048-570-2341
深谷岡部: 深谷市拂引 98 / TEL 048-581-2141
本庄: 鳥取前橋/南橋中央/太田篠塚/雄倉/深谷岡部/大泉/嵐山/足利/熊谷/橋本/神戸 全15事業所

【関連企業】
明成物流株式会社/物流機器レンタル株式会社
/HD株式会社/ヤマト・インダストリー株式会社
(ジャスダック上場 7886) 他2社

Natural Space GRIM

アウトドア空間で
「自然」と住人が
上手いく

●詳しく
●アウトドア空間
●自然の魅力
●イベント
●リノベーション

雨天 OK
NO 密空間

Natural Space GRIM
〒359-1241
埼玉県深谷市新郷
3303
TEL: 048-584-5630
FAX: 048-584-5630

明日の未来社会を支えるアクションナー
自動車・建設機械・商業施設・農業機械・二輪車・OA機器

株式会社 飯野製作所

T 366-0032 埼玉県深谷市下手計 1570
TEL: 048-587-2019 FAX: 048-583-3717

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である。